



HEART COMMUNICATION

高田総合会計事務所 事務所通信
2013年 夏季号
〒602-8048 京都市上京区西大路町 137-3
TEL 075-451-7766 FAX 075-432-2127
URL <http://www.takadakaikei.co.jp>
E-mail info@takadakaikei.co.jp



副所長所感

祇園祭のお囃子も終わり、いよいよ夏本番でございます。
毎日暑い日が続きますが、お変わりございませんでしょうか。
いつも私共高田総合会計事務所をご愛顧頂きまして、
誠に有難うございます。

参院選も終わり、与党が安定多数を占めることとなり、
従前からのねじれが解消されました。
政策の方向性が定まらない状況であったのを打破する結果に
つながれば、アベノミクスもさらに効果が見えるところまで
進むのではないかと期待してやみません。



さて、今回の選挙により、税制に関しても改正内容が現実味を帯びてきたものが多くあります。
増税に関しては、最終判断は今秋にするとしながらも消費税率の引き上げ（H26. 4. 1～）や
相続税基礎控除の引き下げ（H27. 1. 1 以後の相続・遺贈が従来の 60%へ）や孫への教育資金
贈与の非課税制度（H25. 4. 1～H27. 12. 31 まで、一定の要件を満たすと 1,500 万まで）が実施
されることとなります。
消費税率の引き上げは、安倍首相もデフレ脱却や経済の再生に支障を来たすことを避けたいと
して慎重な姿勢を取りながらも、よほどのこと（リーマンショックの様な外的要因）がない限り
実施されると伝えられています。

反対に控除枠の増加等の減税に関しては、販売促進活動の強化を図り景気回復の後押し策として、
交際費の限度額が拡充（H25. 4. 1～H26. 3. 31 に開始する事業年度、600 万→800 万円まで拡充、全
額損金算入）されました。
時限措置ですが、今後延長される可能性もあります。

また、税率に関しては、平成 27 年から個人の限界税率が 55.945%、法人の限界税率が 39.4%で、
その差は 16.5%になりそうです。
そんなことから今後は 3 つの『そかい』が話題となります。
一つは個人から法人に所得を移す『法人疎開』、税率の低い諸外国へ財産を移転・移住する
『海外疎開』、そして、増税は受け入れるしかないなあという『ああ、そーかい』。

今年の改正は、多岐に渡り、税理士としても興味深い話題が多数あり、世間も話題騒然です。

高田総合会計事務所
副所長 高田 直浩

会計・税務の「？」にお答えします。

教えて！タカダくん



今回のテーマ：所得税 課税所得と非課税所得

タカダくん あきんどくん

- あきんど： タカダくん、この前ニュースで見たよ。競馬で勝っても税金がかかるんだってね。
- タカダ： そうなんだよ。この前の件は特殊だけど、基本的には一時所得として確定申告しなきゃいけないね。
- あきんど： でも申告しなきゃいけないってことを知らなかったよ。競馬みたいに一般的には知られてないけど、実は申告しなきゃいけない事って他にもあるんじゃない？
- タカダ： そうなんだ。給与や退職金以外の所得の合計額が20万円を超える場合は申告しなきゃいけないってことは知ってるよね。問題はどんなものがこの所得に含まれるのかってことなんだよ。
- あきんど： 競馬に税金がかかるんなら他のギャンブルも同じなの？
- タカダ： その通り。競輪・競艇・パチンコ等は所得税の課税対象になっているよ。ちなみにラスベガスやマカオといった海外のカジノで勝った場合も日本の所得税の課税対象となるので、気をつけないといけないよ。
- あきんど： なんか夢が無い話だなあ。でも宝くじは税金かからないんだよね？
- タカダ： そう。宝くじや toto の当選金は非課税とされているね。でも同じくジでも商店街の福引で賞品や賞金が当たった場合は課税所得に含まれるんだ。他にも雑誌の懸賞やクイズ番組に出てもらった賞金なんかも課税所得になるから注意してね。
- あきんど： 他にはどんなのに気をつければいい？
- タカダ： 身近によく発生するものでいえば保険会社から受け取る金銭については課税のものや非課税のものがあるので注意が必要だね。例えば自分で掛けてきた保険が満期を迎えて受け取る満期返戻金や自分で掛けてきた年金保険の受取年金については課税対象なんだけど、火災保険や自動車保険なんかの損害保険を掛けていて実際に事故が起きたときに受け取る損害保険金は非課税なんだ。これは実際に被った損失を補てんするものという意味合いから非課税となっているんだよ。ちなみにこの損害保険には医療保険やがん保険も含まれるよ。
- あきんど： 同じ保険でも種類によって違うんだね。
- あきんど： そういえば僕の友達が最近会社を辞めたらしくて、しばらく失業保険をもらうって言ってたんだけど、そんなのにも税金はかかるのかな？
- タカダ： あきんどくんの友達の様に職を失った人はいわゆる社会的に弱い立場にあるということで、失業保険の給付については非課税とされているよ。同じく生活保護の給付も非課税だね。
- あきんど： じゃあ次の仕事が見つかるまで安心だね。税金は免除だし、健康保険も親の扶養に入っておけば保険料もいらないし。
- タカダ： ところがそうは問屋が卸さないよ。失業給付金は所得税や住民税は非課税なんだけど、社会保険の扶養の判定上は、失業給付の受給も収入とみなされるので失業中でも受給額によっては他の人の扶養には入れないこともあるんだよ。
- あきんど： 税金と社会保険で扱いが違うなんて意外だなあ。
- タカダ： そうかもしれないね。でも、金銭を受け取ったり、金銭の授受はなくても経済的な儲けを得たときは課税対象になることがほとんどなので、そういったことがあったらまず僕ら税理士に相談してね。

社長が知っておきたい時効の知識

あなたの会社の債権は、いつまで有効かご存知ですか？

債権（売掛金や貸付金など）は、放っておくと時効にかかって無くなってしまいます！！

時効になったら貸したお金は一円も返ってこなくなってしまう。

これは「請求できるのに何もしないで放っておくような、権利の上に眠る者は保護しない」という法律上の制度で、**消滅時効**と言います。その期限は債権によって違います。

□主な債権の消滅時効

6 か月	小切手債権	小切手所持人の債務者（振出人・裏書人・その他）に対する遡求権、債務者の再遡求権
1 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労力者、芸人の債権 ・ 運送賃 ・ 旅館、料理店、飲食店、貸席、娯楽場の債権 ・ 短期間の動産の賃貸料 ・ 手形の遡求権 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大工、植木職人、俳優、プロ野球選手の賃金など ・ 運送業の売掛金 ・ ホテル、飲食店、映画館、野球場などの料金 ・ レンタカー、レンタルビデオなどの料金 ・ 約束手形の所持人から裏書人に対する請求権
2 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士、公証人の債権 ・ 生産者、卸売商人、小売商人の代金債権 ・ 居職人、個人規模の製造人の債権 ・ 学芸、技能の教育に関する債権 ・ 給料債権 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品の売掛金など ・ 理容師、鍛冶屋、建具屋、菓子屋などの代金債権 ・ 学校、塾、教師の授業料債権など ・ 給料、賞与（ただし、労働基準法の「労働者」に該当しない場合は1年。また、退職金は5年）
3 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師、助産師、薬剤師の債権 ・ 工事業者の債権 ・ 不法行為に基づく損害賠償請求権 ・ 製造物責任法による損害賠償請求権 ・ 手形債権 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土木建築工事の請負代金、自動車修理代金など ・ 交通事故の損害賠償請求、慰謝料など ・ 約束手形の振出人、為替手形の引受人に対する請求権
5 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商事債権 ・ 定期給付債権 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商行為により生じた債権、企業間の商取引、会社が行う貸付、クレジット債権など ・ 家賃、地代など
10 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民事債権 ・ 確定判決等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人間の売買、貸付など ・ 確定判決、裁判上の和解、調停など

□時効を中断させるには...

ただし、権利を行使すれば、時効の進行をストップさせる（時効を中断させる）ことができます。

時効期間が近づいてきたら、時効の中断をして債権が消滅するのを防ぐ必要があります。

時効を中断させる方法は、①**請求（裁判上の請求、裁判外の請求）**、②**差押え・仮差押え・仮処分**、③**債務者の承認**、の3つがあります。なお、裁判外の請求（一般的には**内容証明郵便による請求**）は時効の完成を**6ヶ月遅らせる効果**しかありません。

（※6ヶ月の時効の完成の延長は**一回限り**です。内容証明郵便で催告しても延長された期限内に何もしなければ時効は完成してしまうのでご注意ください！！）

つまり、時効を中断させるためには、債務者が一部でも支払ってくれたり、支払約束書にサインをもらうなど、債務者に債務の存在を承認させることによって時効を中断させるか、または裁判手続きをするしかないということになります。

気が付けば、時効で債権が消滅したということがないように気を付けましょう！

考えてみませんか？相続税のこと

あなたは大切な方にお金の苦勞をさせたいですか？
ご自分の財産の評価額や相続税額をご存知ですか？



税制改正により、平成 27 年 1 月 1 日以後の相続について、相続税の基礎控除が引下げられるなど、増税されることになりました。これにより、これまでは相続税の対象ではなかった方に納税義務が生じる、相続税額が増える、といったことが起こると懸念されます。

そうした事態に直面し、慌てないためには財産の状況を正しい把握し、的確な事前対策をしておくことが必要です。

- ・自宅とは別に複数の土地や建物をお持ちの方
- ・株等で利益をあげ多額の金融資産をお持ちの方
- ・経営者で自社株式を保有されている方 …など

という方は「相続税っていくらかかるんだろう」という不安をお持ちかと思います。

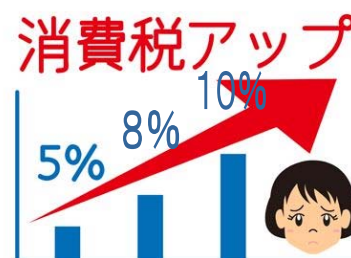
弊社では、相続税に関わるお客様の悩み・不安を解消するため、相続税試算サービスを提供しております。相続税対策の第一歩は、まず試算から！ どうぞお気軽にご相談くださいませ。

★相続税試算サービスの料金は、評価財産の種類や件数によって個別にお見積りさせていただきますので、詳しくは担当者までお問い合わせ下さい。

消費税法が改正されます

平成 26 年 4 月 1 日の施行日まで 1 年を切った消費税改正。

消費税法改正についての詳細は今回同封した国税庁発行の「消費税法改正のお知らせ」をご参照ください。



「施行日(平成 26 年 4 月 1 日)前に仕入れた商品を施行日以降に販売した場合、消費税はどうか？」

「平成 26 年 2 月に向こう 1 年間のメンテナンス契約をし、1 年間分の料金を前払いした場合、消費税率はどうか？」

など、具体的な例が網羅された国税庁の Q & A が下記 URL からご覧頂けます。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/pdf/2191.pdf>

*「国税庁 消費税法改正」で検索し、「消費税法改正のお知らせ(社会保障と税の一体改革関係)」ページからもご覧頂けます。ぜひご利用ください。

クールビズ実施中

弊社では、以下の夏季期間における職員の服装につき、ノー上着によるクールビズにて業務させていただいております。



実施期間:平成 25 年 7 月 1 日～9 月 30 日

これに伴い、事務所内の温度を 28℃に設定し、企業活動における地球温暖化の防止に努めていきたいと考えております。

弊社にお越しの際には、軽装にてご来社されますようお願い申し上げます。